山口県阿武町の誤送金事件

裁判で真相解明は期待できず

山口県阿武町が田口翔容疑者に463万円を誤送金した事件で、町長が裁判で真相を解明したいと再三述べているが、法律の専門家の間では、民事訴訟での解明は困難ではないかとの見方が支配的だ。

証拠を集めて田口容疑者を訴えることになるが、追及できるだけの材料を収集できるか、困難が予想される。金融機関の守秘義務の壁は大きく、弁護士が照会したからと簡単に個人情報が開示されることはできないからだ。

刑事事件として捜査機関が動かない限り、この壁を乗り越えることはできなかったところ、世論の動きに応じた山口県融機関の判断に影響を与えたことが契機になり、捜査の対象になることを避けるために先手を打って阿武町に返金したことで、誤送金した630万円の9割が戻ったというのが実情だ。これから様々な手続きを経て、いずれ正式に阿武町に返還される運びとなる見込みだ。

ただ、返金されてしまうと、阿武町が真相解明することはできなくなるのではないか、と危惧されている。民事訴訟では、回収ができればそれでいい仕組みだからだ。

東京地裁、佐川証人尋問せず

証拠で判断するだけの裁判所

森友学園への国有地売却を巡って、当時の佐川理財局長の指示で公文書改ざんを行なったことを苦にして自殺した近畿財務局職員だった赤木俊夫さんの妻が真相解明のために提訴した裁判で、大阪地方裁判所は赤木さんの妻が申請した佐川元理財局長や当時の財務省職員らの証人尋問を、いずれも行なわないことに決定した。

これまで国は、佐川元理財局長からの公文書改ざん指示はなかったとしているが、赤木さんの妻は、赤木さんが残した文書などから佐川元理財局長の改ざん指示があったのは明白だとして、証人尋問の中で改ざん指示の事実を明らかにしたい裁判所は